

各 位

富士見町長 名取 重治
(公印省略)

給与支払報告書(個人別明細書)の提出について(依頼)

日頃より町税務行政につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も給与支払報告書の提出時期となりました。下記にご留意のうえ、期限までに提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、紙媒体で令和 5 年分の給与支払報告書を提出いただいたすべての事業者様にお送りしています。お手数ですが、令和 6 年分の給与支払報告書の提出対象者がいない場合は破棄をしてください。

また、個人別明細書は同封しておりません。所定の様式であれば提出可能ですが、必要な方は、市町村役場または税務署窓口等に設置されている用紙をご利用ください。

記

提出期限:令和7年1月31日(金)【必着】

提出していただくもの:(1)総括表

(2)特別徴収仕切紙・普通徴収切替理由書

(3)給与支払報告書(個人別明細書)…市町村提出用を1枚提出してください。

(1)「総括表」について(別紙記入例1をご参照ください)

提出について	必要事項を記入し、給与支払報告書の表紙として提出してください。 送付した総括表以外の総括表を使用することも可能です。個人別明細書の提出対象者がいない場合、送付した総括表は破棄してください。
特別徴収一斉指定について	◆原則すべての事業主の皆様に従業員の個人住民税を特別徴収していただいております。普通徴収切替理由に該当する場合は、普通徴収とすることが出来ますが、普通徴収切替理由書の提出と個人別明細書の摘要欄への符号の記載が必要となります。

(2)「普通徴収切替理由書」について

下記の普通徴収切替理由に該当し普通徴収とする場合には、普通徴収切替理由書の提出と、個人別明細書の摘要欄への符号の記載をお願いします。符号以外での切替理由は認められません。

普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

市区町村名		指定番号	
事業所名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総受給者数が2人以下 (受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者(他市町村分を含む)を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支払額が93万円以下)	人
普D	給与の支払いが不定期(例:給与の支払いが毎月でない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者	人
合 計		人

- 指定番号・事業所名を記入してください。
- 普通徴収とする場合は、個人明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則通り、特別徴収対象者となります。
- 符号「普F」の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払いを受けていない場合に限りです。

※普通徴収切替理由書の提出が無い場合、摘要欄への符号の記載がない場合は、原則、特別徴収とみなします。

《個人別明細書摘要欄 抜粋》

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
内 千 円	千 円
(摘要)	
普F	該当する符号(普A～普F)を必ず記入してください。
令和×年×月×日 退職予定	
	退職予定者は退職日を必ず記入してください。

普通徴収分の給与支払報告書の枚数と総括表報告人員欄の普通徴収人数が切替理由書の合計人数と一致します。

裏面もご覧ください。

(3)「給与支払報告書(個人別明細書)」について(別紙記入例2をご参照ください)

提出期限	・令和7年1月31日(金)【必着】 ※地方税法第317条の6第1項の規定により給与支払報告書等の提出義務があります。
提出する範囲	・金額を問わず、中途退職者及びパート・アルバイト・季節労働者等を含め、令和6年中に給与を支払った者すべてについて提出をお願いします。
徴収区分	水 色 の 仕 切 紙…特別徴収者の明細書の先頭へ ピンク色 の 仕 切 紙…普通徴収者の明細書の先頭へ ※普通徴収の対象者は、個人別明細書の摘要欄に普通徴収切替理由書の符号(普A～普F)を記載してください。 <参考> 特別徴収…6月支払い分以降の給与から、住民税を毎月差し引き、従業員に代わって事業所が市町村へ納入する方法 普通徴収…住民税を従業員本人が市町村へ直接納める方法 総括表 特別徴収仕切紙 個人別明細書(特徴) 普通徴収切替理由書 個人別明細書(普徴)

■専従者の給与支払報告書を提出される方へ

提出について	・普通徴収の対象となる青色事業専従者がいる場合は、摘要欄へ「青専 普E」、白色事業専従者の場合は「普E」と記載してください。記載がない場合は、特別徴収(給与からの天引き)とみなします。
確定申告について	・事業者の方は、専従者の要件等を確認し、確定申告時に専従者および専従給与に関する事柄を漏れなく申告してください。

■お願い

マイナンバーの記載について	・給与支払報告書の提出義務者及び支払を受ける方とその扶養親族等のマイナンバーの記載が必要です。同封の記入例をご覧ください、マイナンバーを必ず記載してください。マイナンバーの記載誤りの無いようにご注意ください。
退職等異動の取り扱い	・退職や転職等により異動が生じた場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してください。 なお、毎年1月以降に退職となる場合は、5月までの残りの住民税をすべて一括徴収することが法律で義務づけられています。 特に、外国人等の従業員が退職し帰国される場合は、帰国後の住民税の徴収が困難となりますので、一括徴収へのご協力をお願いします。
eLTAXの利用について	・eLTAXを利用して、給与支払報告書の電子提出が可能です。 詳しくは eLTAX ホームページ http://www.eltax.jp/ または 町ホームページ http://www.town.fujimi.lg.jp/ をご参照ください。

※会計事務所等に給与支払報告書の作成を依頼している事業所は、お手数ですが今回お送りした書類を会計事務所等へお渡しください。